

特別傷病手当金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、組合同約第14条の3に基づき、特別傷病手当金に関する支給要件を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染が疑われ労務に服することができなくなった給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等から賞与を除いたものをいう。以下同じ。）の支払いを受けている組合員を支給対象者とする。

(支給開始日)

第3条 支給開始日は、実際に労務に服さなかった日から起算して4日目からとする。

(支給期間)

第4条 支給期間は、第3条に規定する支給開始日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までとする。ただし、1年6カ月を支給期間の上限とし、これを超えないものとする。

(1日当たりの支給金額)

第5条 1日当たりの支給金額は、第3条に規定する支給開始日の属する月以前の直近3カ月における給与等の合計収入金額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。ただし、30,000円を1日当たりの支給できる金額の上限とし、これを超えないものとする。

(給与等との調整)

第6条 第4条に規定する支給期間において、給与等の全額が支払われる場合については、特別傷病手当金を支給しないものとする。また、給与等の一部が支払われる場合については、

第4条に規定する支給期間に属する月ごとの給与等の合計収入金額が第5条により計算された特別傷病手当金の支給金額を下回った場合にその差額を支給するものとする。

(支給申請)

第7条 組合員が組合同約第14条の3による特別傷病手当金を受けようとするときは、組合が別に定める特別傷病手当金支給申請書に事業主記入の特別傷病手当金賃金証明書、及び医療機関担当医師記入の特別傷病手当金意見書を添えてこれを申請しなければならない。

(特別傷病手当金の支給)

第8条 特別傷病手当金の支給については、申請書に記載のある指定口座に振込むものとする。

附 則 (施行期日)

この要綱は令和2年6月16日より施行する。ただし、その適用は令和2年1月1日よりとする。